

法律の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本司法支援センター群馬法律事務所（法テラス群馬）	/	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
法テラス・サポートダイヤル	（法的トラブルでお困りの方は） 0570-078374 （犯罪被害にあわれた方は） 0570-079714	
i8km8		
（無料法律相談）	050-3383-5399 （予約制）	※生活保護受給者等収入が一定基準以下の方対象。事前に電話で問合せが必要。
（概要） 離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般及びクレジット・サラ金相談 相談日時 平日13:00～17:00（祝日・年末年始休業）		
市町村及び市町村社会福祉協議会において、住民対象として、群馬弁護士会及び群馬司法書士会等の協力の基に、法律相談を開設している場合があります。364ページから365ページの市町村一覧を、370ページから373ページの市町村社会福祉協議会一覧をそれぞれご確認ください。		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬弁護士会	027-233-4804	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
無料電話相談 ガイド	027-233-9333 (専用電話番号)	
<p>(概要)</p> <p>受付時間 平日13:00～16:00 約10分間の無料電話相談ガイドを実施 弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。</p> <p>なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。 あらかじめ、ご了承ください。</p> <p>(注) 市町村役場等の会場において、出張無料相談を実施している場合があります。</p>		
法律相談センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 15:00 (祝祭日除く)
<p>(相談概要)</p> <p>ご相談の際は、事前に電話予約をお願いしています。 30分あたり、5,400円(税込)の相談料がかかります。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●破産、債務整理の相談 ●離婚の相談 ●労働問題の相談(但し、労働者からの相談に限ります) ●交通事故の相談(但し、一部例外があります) <p>については、初回相談料を無料とさせていただきます。</p> <p>相談日 月曜日～土曜日 13:00～16:00 相談会場 群馬弁護士会館 県民法律センター</p>		
紛争解決センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 15:00 (祝祭日除く)
<p>(概要)</p> <p>群馬弁護士会が実施する、裁判を使わない紛争解決機関です。 弁護士が、当事者双方から話を聞いて、公正・適切・柔軟な和解案を提示して、紛争の早期解決を目指します。 法律相談の後に、弁護士からの紹介を経て、紛争解決センターへの申立てることができます。</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬司法書士会	027-221-0150	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>（相談概要-無料電話相談） 相続をはじめ、登記や借金、成年後見についての問題 受付時間 平日10:00～16:00（祝日を除く）、第2・第4土曜日13:00～16:00</p>		
<p>（相談概要-無料面談相談） 受付時間 第2・第4土曜日13:00～16:00 相談会場 群馬司法書士会館 受付時間 第2土曜日13:00～16:00 相談会場 太田商工会議所（〒373-8521 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館2階）</p>		
労働トラブル無料 電話相談	027-226-6111	群馬司法書士会内
<p>（相談概要） 受付時間 第2・第4火曜日（祝日を除く）18:00～21:00</p>		
公益社団法人 成年後見セン ター・リーガルサ ポート群馬支部	027-224-7773 （相談専用） 027-224-7771 （予約受付電話）	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>（相談概要-無料電話相談） 成年後見に関する相談 受付時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く） 電話にてお申し込みください。 相談員が常駐しておりませんので、その場で直接の相談はできません。 受付をさせていただき、相談電話の手配をいたします。 極力、即日での対応をできるよう手配いたします。</p>		
群馬県行政書士会	027-234-3677	〒371-0017 前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階
<p>（注）各支部が市町村役場等の会場において無料相談を実施している場合があります。 詳細はご照会してください。</p>		
関東信越税理士会 群馬県支部連合会	027-234-6131	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3階
<p>（注）各支部が市町村役場等の会場において無料相談を実施している場合があります。 詳細は各支部又は各市町村役場にしてください。</p>		
前橋支部	（連合会に同じ）	
高崎支部	027-361-7788	〒370-0006 高崎市問屋町3-10-3 問屋町センタービル第2ビル 304号
桐生支部	0277-52-6538	〒376-0013 桐生市広沢町3-4068 石原照久税理士事務所

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
伊勢崎支部	0270-62-4040	〒379-2204 伊勢崎市西久保町 1-46-2 小野朝嗣税理士事務所
沼田支部	0278-22-7516	〒378-0031 沼田市薄根町4462-3 奈良光一郎税理士事務所
館林支部	0276-71-1122	〒374-0023 館林市大手町10-1 館林商工会議所内 関東信越税理士会 群馬県館林支部事務局
藤岡支部	0274-24-5324	〒375-0023 藤岡市本郷903-63 横尾国雄税理士事務所
富岡支部	0274-62-1800	〒370-2343 富岡市七日市408-1 田中和彦税理士事務所
中之条支部	0279-67-3358	〒377-0815 吾妻郡東吾妻町大字岩下329-1 中島哲男税理士事務所
群馬県社会保険労務士会	027-253-5621 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会館
総合労働相談所	027-255-4864 (予約専用)	予約受付時間 平日9:00～12:00、13:00～ 17:00（祝祭日除く）
<p>（相談概要-無料電話相談） 解雇・賃金・労働時間・休日・時間外労働・セクハラ・男女差別・退職金・労働災害など、労働問題全般のご相談をやさしい手続きで公平・迅速にご指導・助言します。 相談時間 毎月第2木曜日（8月は、第1木曜日） （1）10:00～11:00 （2）11:00～12:00 （3）13:00～14:00 （4）14:00～15:00</p>		
群馬県働き方改革推進支援センター	0120-486-450	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 群馬県に所在地を置く中小企業・小規模事業者等を中心に長期間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するために設置され、商工会議所等の関係機関と連携して事業を実施します（群馬労働局委託事業）。 社会保険労務士が電話、来所、訪問による相談をお受けします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
医療労務管理相談 コーナー	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 医療機関の経営者・人事労務担当者・医療従事者を対象に、医療スタッフの離職率が高く困っている等の労働問題の相談に、医療分野に特化した人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が対応します（群馬労働局委託事業）。 社会保険労務士が電話、来所、訪問による相談をお受けします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
労働紛争解決センター群馬	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（相談概要） 「裁判外紛争解決手続きの利用促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働紛争につき労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、個別労働紛争を「あっせん」の手続により公正中立の立場から、簡易、迅速、低廉に円満解決する機関です。（この手続きは非公開で行われ、当事者の秘密は厳守されます。） 社労士会労働紛争解決センター群馬で対象とするのは、個別労働紛争（賃金不払い、解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ、いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争）に限られます。労働組合と事業主との紛争や私的な金銭貸借問題は対象外となります。 ※平成31年3月31日まで無料 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
社労士成年後見センター群馬	027-253-5621	群馬県社会保険労務士会館内
<p>（概要） 私たち社会保険労務士は、年金、医療、介護等社会保障制度に関わる国家資格の専門職です。 成年後見制度においても、社会保険労務士として有する他の士業にはない知見を活かし、被後見人等（被保佐人・被補助人含む）の財産を適正に管理するとともに、ご本人らしい生活が送れるよう支援いたします。 受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日及び社労士会定休日を除く）</p>		
群馬土地家屋調査士会	027-288-0033 （代表）	〒379-2141 前橋市鶴光路町19-2
境界問題相談センター群馬	027-289-9866	群馬土地家屋調査士会内
<p>（概要） 境界紛争が発生してしまったとき、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力し、これまで培ったノウハウをいかして話し合いによる穏やかな解決を目指します。</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会	027-255-1333 (代表)	〒371-0846 前橋市元総社町2-23-7
(概要) 場所及び時間 第2土曜日13:00~15:00 太田商工会議所 1階ロビー (住所:太田市浜町3-6) 第4土曜日13:00~15:00 ぐんま住まいの相談センター (住所:前橋市紅雲町1-17-12) ※太田商工会議所の相談会のお問い合わせは、群馬県建築士事務所協会 太田支部 小林 (TEL0276-45-1008) (株)北村建築設計事務所内) まで		
公益社団法人 群馬県不動産鑑定士協会	027-243-3077 (代表)	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 群馬県住宅公社ビル3階
(概要) 定期的に、無料相談会を開催し、不動産の専門家として、広く個人や企業を対象に、不動産の有効活用や相続等に関するアドバイス、土地の開発計画等のコンサルティングなども行なっております。 受付時間 第1木曜日 13:30~15:30 (1月及び10月は除く)		
公益社団法人 全日本不動産協会 群馬県本部	027-255-6280 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町19-2 全日群馬会館
(概要) 不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。 受付時間 毎月第2・4水曜日 13:30~15:00 (祝日、年末年始、夏季休業期間などを除く)		
一般社団法人 群馬県宅地建物取引業協会	027-243-3388 (代表)	〒379-2154 前橋市天川大島町1-4-37 群馬県不動産会館
(概要) 不動産知識の普及、適正な取引の推進を目的とした不動産に関する無料相談会を開催しております。不動産に関する疑問やトラブルがございましたら、何でも結構ですのでお気軽にご相談ください。当協会の相談員がご相談に応じます。 受付時間 火曜日及び木曜日 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝日、年末年始、お盆期間、ゴールデンウィークは休みとなります。また、協会行事等で休みになることもあります。) ※関係書類持参の上、直接来訪ください (電話にて、予約をいただいた方優先となります。)。電話による相談も可能です。		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
日本弁理士会関東支部	03-3519-2707 (面談予約・電話相談)	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階相談室
<p>(相談概要)</p> <p>発明、デザイン、商品・サービス名の権利化、模倣対策、海外進出など知的財産のお悩みにお答えします。相談時間は30分以内です。電話相談についてはご来訪の相談者がいない場合に限りです。限られた時間と資料の範囲内での相談会のため、回答に限度があります。 ※毎週木曜日：著作権相談専門の「著作権相談室」も同時開設中。</p> <p>電話予約受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）</p> <p>相談時間 平日 10:00～12:00、14:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）</p>		
一般社団法人 群馬県社会福祉士会	027-212-8388 (代表)	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階
群馬県障害者権利擁護センター	027-289-3127 夜間 080-8910-1011	群馬県社会福祉士会内
<p>(相談概要)</p> <p>○使用者（雇用主等）による虐待の通報・届出の受理 ○虐待を受けた本人、養護者に対する相談機関を紹介 ○虐待の防止に関する広報その他の啓発活動 ○市町村相互間の連絡調整、情報の提供、助言等 ○障害者、養護者支援に関する情報の収集、分析、提供 ○その他障害者虐待の防止等のために必要な支援</p> <p>夜間や休日における使用者による障害者虐待についても、速やかに対応できる体制を確保しています（群馬県委託）。</p> <p>なお、聞き取った虐待の状況から緊急対応が必要であると判断した時は速やかに県警本部へ連絡いたします。</p> <p>一般電話受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く。夜間・休日は携帯電話で受付）</p>		
権利擁護センター 「ばあとなあ群馬」	027-212-8388	群馬県社会福祉士会内
<p>(相談概要)</p> <p>福祉サービスは、今や契約により利用する時代です。認知症や知的障がい・精神障がいなどのために、自ら適切な判断をすることが困難な方の場合、自らの権利を擁護しながら、福祉サービスなどの契約を結ぶことができないおそれがあります。</p> <p>このような不安にお応えし、支援するのが、群馬県社会福祉士会の中に設置された「ばあとなあ群馬」です。</p> <p>ご本人が安心して暮らせるように、社会福祉士の専門スキルである相談援助技術を生かし、ご本人に寄り添い、声なき声を受け止めて、ご本人の自己決定を支援します。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く。）</p>		

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 日本薬剤師会 消費者薬相談窓口	03-3353-2251 (相談専用)	〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル7階
<p>(相談概要)</p> <p>受付時間 火曜日及び金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
一般社団法人 群馬県薬剤師会 薬事情報センター	027-243-6650	〒371-0013 前橋市西片貝町5-18-36
<p>(相談概要)</p> <p>県民の皆様から、おくすりに関する一般的な質問を電話にてお受けしています。電話相談におきまして、業務統計のため、質問者様のお住まいの地域、年代、性別等をお伺いしております。</p> <p>※薬事情報センターでは、具体的な治療方法、診療内容、治療方針などの相談については応じかねます。</p> <p>また、治療における責任の所在を判定することはできず、医療的な判断や法的な仲裁を行う権限はありません。治療内容、おくすりの選択に関しましては、おかけの医師・薬剤師にご確認ください。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
公益社団法人 日本看護協会	03-5778-8831 (代表)	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
看護に関する相談 窓口	03-5778-8552	看護開発部 看護業務・医療安全課
<p>(相談概要)</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:30 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
医療安全相談窓口	03-5778-8548	看護開発部 看護業務・医療安全課
<p>(相談概要)</p> <p>日本看護協会では、医療安全をどう推進するか、医療事故後の対応をどうするかなど医療安全に関する相談を受け付けています。</p> <p>受付時間 平日 9:00～17:30 (祝日及び年末年始を除く。)</p>		
<p>※看護職賠償責任保険制度加入者につきましては、専用相談窓口がございます。</p> <p>TEL：0120-088-073【受付時間】10:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日は休業) 担当 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室</p>		
看護管理者のための 労働時間管理相 談窓口	FAX 03-5253-5285 (相談専用)	労働政策部 看護労働課
ナースのはたらく 時間・相談窓口	FAX 050-3737-2820 (相談専用)	労働政策部 看護労働課

士（師）業関係団体による相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本訪問看護財団 訪問看護等在宅ケ ア相談窓口	03-5778-7007 （相談専用）	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5階
<p>（相談概要）</p> <p>日本訪問看護財団では、訪問看護等在宅ケアを提供する場合、また皆様がこれらのケアを利用する場合等を感じる様々な疑問・質問にお答えする相談窓口をそなえています。どんな質問でも結構です。困ったときにご利用ください。</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 訪問看護ステーションなどの開設や事業運営 ◦ 訪問看護に関する制度・報酬 ◦ 訪問看護従事者の研修等 ◦ 訪問看護等在宅ケアの利用 ◦ その他 <p>受付時間 毎週 月曜日・水曜日・金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 （祝日及び年末年始を除く。）</p>		